

麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について

輸出注意事項 22 第 16 号 (H22. 3. 15)

最終改正：輸出注意事項 2022 第 27 号 (R4. 11. 1)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 21 の 3 の項の中欄に掲げる麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 22 年 4 月 1 日から下記により行います。

なお、「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 35 号）及び平成 9 年 7 月 1 日付け「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認申請手続きについて（お知らせ）」は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

- (1) 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 3 の項の中欄に掲げる貨物（別紙第 1（輸出貿易管理令別表第 2 及び別表第 7 の規定に基づき貨物を定める省令（平成 4 年通商産業省令第 38 号）第 1 条に掲げる貨物）及びこれらを濃度 50 パーセント（塩化水素の水溶液、過マンガン酸カリウム、硫酸については濃度 10 パーセント）を超えて含有するものとする。
- (2) 適用除外品目は、別紙第 2 とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出承認申請内容明細書（別紙様式 1-①、②）（別紙様式 1-②は、最終需要者が複数である場合に限る。） 1 通
- ② 輸出承認取得実績一覧表（同一の規制物質、買主及び荷受人の輸出承認証を取得した実績がある場合に限る。）（別紙様式 2） 1 通
- ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1 通
- ④ 混合比率が記載された成分表等（当該貨物が混合物である場合に限る。） 1 通
- ⑤ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 50 条の 27 の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（輸出承認の申請をする規制物質について申請実績がない場合又は前回の申請時まで提出した当該届出について有効期間を満了するか、記載された事項に変更が生じた場合に限る。） 1 通
- ⑥ 麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 30 第 1 項の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（当該貨物が麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令第 57 号）第 1 条に掲げる特定麻薬向精神薬原料の場合に限る。） 1 通
- ⑦ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

4 顧客リストの登録

アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン、硫酸及びこれらを濃度50パーセント（塩化水素の水溶液、硫酸については濃度10パーセント）を超えて含有するものの輸出承認申請をしようとする者は、バルク輸出（買主が現地でストックし顧客に販売するもの）のため、申請時に最終需要者の特定が困難である場合に限り、想定される最終需要者を明記の上、事前又は当該申請時に顧客リスト（別紙様式3）2通を提出するものとする。

- (注) 1 提出された顧客リストは、登録番号等を記載して1通を申請者に返却する。
- 2 規制物質、買主、買主以降の商品流通経路及び最終需要者が前回の輸出承認と同一である場合は、顧客リストの登録年月日及び登録番号を「輸出承認申請内容明細書（別紙様式1-①）」の「最終需要者」欄に記載すること。
- 3 登録された顧客リストの内容に追加、名称、所在地の変更等がある場合には、新たに顧客リストを登録すること。

5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3及び4に従って行われたものであることを確認し、国際協定等により認められる範囲内で承認を行うこととする。

なお、アフガニスタン向けの無水酢酸の輸出は、国連安保理決議第1333号等に基づき、原則、承認を行わない。

別紙第1

- 1 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類
- 2 アセトン
- 3 4-アニリノピペリジン及びその塩類
- 4 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類
- 5 アントラニル酸及びその塩類
- 6 イソサフロール
- 7 エチルエーテル
- 8 エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン)
- 9 エルゴタミン及びその塩類
- 10 エルゴメトリン及びその塩類
- 11 塩化水素の水溶液 (別名塩酸)
- 12 過マンガン酸カリウム
- 13 サフロール
- 14 1・1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類
- 15 トルエン
- 16 ピペリジン及びその塩類
- 17 ピペロナール
- 18 N-フェニル-N- (ピペリジン-4-イル) プロパンアミド及びその塩類
- 19 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類
- 20 無水酢酸
- 21 メチル=2-メチル-3- (3・4-メチレンジオキシフェニル) -オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類
- 22 2-メチル-3- (3・4-メチレンジオキシフェニル) -オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類
- 23 3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン
- 24 リゼルギン酸及びその塩類
- 25 硫酸

別紙第2

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- 1 アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン
- 2 放射性物質を含有する物
- 3 バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸
- 4 関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表 (昭和62年大蔵省告示第94号) の輸出統計品目表 (以下「輸出統計品目表」という。) 第32・04項、第32・08項、第32・10項、第32・15項、第33・04項、第34・03項、第35・06項、第38・14項及び第38・15項に該当する物品に含有されるアセトン、エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン) 及びトルエン (第32・04項、第33・04項及び第35・06項に該当する物品であって化学的に単一の化合物である場合は除く。)
- 5 輸出統計品目表第34・02項、第38・10項及び第38・15項に該当する物品に含有される塩化水素の水溶液 (別名塩酸) 及び硫酸

輸出承認申請内容明細書

輸出承認申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。

申請日	年 月 日	*承認証番号	
1. 申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名)		担当者氏名	
(住所)		所属部署	
		電話番号	
2. 輸出しようとする貨物および規制物質名			
商品名 (貨物名)	規制物質名	別 2 等項番	製造者 (メーカー) 名
3. 申請理由			
4. 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) を全て記載) (積出港) (経由地) (最終仕向国及び通関地)			
5. 輸入者の名称、所在地及び概略			
買主	(名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)		
荷受人	(名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)		
6. 最終需要者の名称、所在地及び概略			
最終需 要者	(名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)		
使用予 定工場 等	(名称) (所在地)		
7. 貨物の使用目的及び使用方法			
8. その他			

最終需要者一覧表

(PAGE
/)

最終需要者の概要		商品名（貨物名）	数量	金額
最終需要者 (名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)				
使用予定工場等 (名称) (所在地)				
貨物の使用目的及び使用方法				
合 計	社			

(注)「最終需要者一覧表」は、最終需要者が複数存在する場合のみ記載し、提出する。

輸出承認取得実績一覧表

規制物質名
買主名申請者名（肩書・代表者名・住所）
担当者名

荷受人名

連絡先

承認日	承認番号	承認数量	承認総額	輸出数量

(注)「輸出数量」欄には、それぞれの輸出承認証によって輸出した数量の合計を記載する。

最終需要者の概要		
最終需要者 (名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)		(貨物の使用目的及び使用方法等)
使用予定工場等 (名称) (所在地)		
合 計 社		